

株式会社スマイルハウス 訪問介護スマイルハウス名北
障害福祉サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社スマイルハウスが開設する、訪問介護スマイルハウス名北（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護または指定重度訪問介護または北名古屋地域生活支援における移動支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護福祉士実務者研修等の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、支給決定を受けた障害者及び障害児に対し、適正な指定居宅介護、指定重度訪問介護、移動支援（以下「居宅介護等」という。）を提供することを目的とする。

(居宅介護、重度訪問介護の運営の方針)

第2条 居宅介護、重度訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、外出、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 1 事業の実施に当たっては、関係市町村、相談支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し事業を実施する。

(移動支援の運営の方針)

第3条 移動支援の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 移動支援の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況、個々のサービスの目的に応じた内容、実施期間を把握し適切なサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称：訪問介護スマイルハウス名北
2. 所在地：愛知県北名古屋市熊之庄八幡133番地 ラ・ロッシュエル101号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者：1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. サービス提供責任者：1名以上 介護福祉士

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- 1). 居宅介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- 2). 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等相談支援事業者等との連携に関すること。
- 3). 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- 4). 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3. 訪問介護員：2.5名以上（常勤換算）

1). 訪問介護員は介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修及び介護福祉士又はそれに準じる研修修了者、資格保持者とする。

2). 訪問介護員は、居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

株式会社スマイルハウス

1. 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
3. 営業時間以外であっても居宅サービス計画によりサービスの提供を行うこととする。
4. 緊急時及び営業時間外の対応は、電話転送により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 居宅介護等の事業の内容及び利用料の額は次のとおりとする。

1. 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。
 - 1). 居宅介護
 - ①身体介護
 - ②家事援助
 - ③通院等のための乗車又は降車の介助
 - 2). 重度訪問介護
 - 3). 移動支援
2. 居宅介護等の利用料の額は次のとおりとする。
 - 1). 居宅介護等を提供した場合の利用料は介護報酬の告示上の額とし、指定居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。（北名古屋市指定地域生活支援を除く）
 - 2). 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を越える地点から、1キロメートルあたり25円を徴収する。（北名古屋市指定地域生活支援を除く）
 - 3). 利用者及び家族等よりサービスの利用キャンセルの連絡をいただいた場合、前営業日の17時以降の連絡については1,500円を徴収する。
 - 4). 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 5). 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る。

（主たる対象者）

第8条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は定めないものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、愛知県（北名古屋市、岩倉市、清須市、西春日井郡豊山町、小牧市、一宮市、稲沢市、名古屋市西区、名古屋市北区）の区域とする。（地域生活支援については北名古屋市のみ）

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 3. 成年後見制度の利用支援を行う。
 4. 前3号に掲げる処置を適切に実施するための担当者及び責任者を選定する。
 5. 苦情解決体制の整備
 6. 自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。
なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修：採用後1カ月以内

株式会社スマイルハウス

2. 継続研修：月 1 回以上
3. 事業所は、条件を満たすすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
4. 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
5. 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
6. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
7. 事業所は、居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存するものとする。

第 13 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社スマイルハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施工する。